

催物（イベント等）の開催に関する協力依頼について （令和 3(2021)年 2 月 22 日～3 月 7 日）

催物（イベント等）の開催制限(特措法第 24 条第 9 項)

【期間】

令和 3(2021)年 2 月 22 日（月曜日）～3 月 7 日（日曜日）

次の要件に沿った開催を要請します。

【人数制限等】

●参加者の適切な行動確保ができる催物については、次のとおりです。

定員設定あり	定員設定なし
<ul style="list-style-type: none">・ 屋内、屋外ともに 10,000 人以下・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の 50%以内の参加	十分な人と人との間隔(1メートル)を設けること

<p>人数にすること。屋外 にあっては、十分な人 と人との間隔(1メー トル)を設けること。</p>	
--	--

●祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、次のとおりです。

<p>全国的・広域的な人の移動がある る 又は 参加者の把握ができない</p>	<p>全国的・広域的な人の移動がない い かつ 参加者がおおよそ把握できる</p>
<ul style="list-style-type: none"> 十分な人と人との間隔(1メートル)を設けること※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する 	<ul style="list-style-type: none"> 人数制限なし 適切な感染防止対策を講じること

【留意事項】

- ・ 催物開催に当たっては、[別紙](#)に留意すること。
- ・ 業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。

(別紙)

(1)徹底した感染防止等（収容率 50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク 常時着 用の担 保	・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク 100%を担保。
②	大声を 出さな いこと の担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）

		<p>* 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2メートル）</p>
<p>(2)基本的な感染防止等</p>		
③	①～② の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ・ こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避

		<p>* 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限</p>
⑧	<p>身体的 距離の 確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1メートル）空ける。 ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2メートル確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）
⑨	<p>飲食の 制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 「接触確認アプリ（COCOA）」ダウンロードや「とちまる安心通知（栃木県-新型コロナ対策パーソナルサポート）」のLINE友達登録促進

		<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県が推進する「新型コロナ感染防止取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場 やエリア内の 行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。 具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の 感染状況に 応じた対応	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談* 全国的な移動を伴うイベント又は参加者 1,000 人超のイベントは事前に県の所管課に相談・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※従来の目安（人数上限 5,000 人又は収容率 50%のいずれか小さいほう）による場合であっても「(2)基本的な感染防止等」及び「(3)イベントの開催の共通の前提」の徹底を行うこと。